

中国深セン
深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海
上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京
北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北
台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール
ポートキー
36号3階
郵便番号: 049825
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク
ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

台湾の商標登録の手續と費用

台湾は《商標法 2016》に基づく商標の権利付与を所掌する。台湾はパリ条約の加盟国ではない、パリ条約の優先権を主張することはできない。但し、商標法の修訂の際、加盟国（中国を除く）の国際優先権を認めるとなります。権利付与の原則は先願主義を採用していることです。商標登録は、登録日から 10 年間有効であり、有効期限までに 10 年間更新することができます。

1、台湾の商標登録料金

手續		料金(米ドル)
第一ステージ：商標調査		
	1 区分目	100
	2 区分目以降、区分一つ増す毎に	50
(1) 調査依頼は強制的ではありません。 (2) 商標調査の範囲は台湾智慧財産局（知財庁）のデータベースの限りです。 (3) 類似商標の有無を教え、商標登録の可能性の可否を判断し、アドバイスをくれます。商標調査約 15 日かかります。		
第二ステージ：願書作成		
	1 区分目	300
	2 区分目以降、区分一つ増す毎に	280
(1) 上記の料金は手数料と知財庁に支払う費用を含んでいます。 (2) 上記の料金は区分毎に指定商品／指定役務 20 個又は第 35 類の特定役務 5 個までの基本料金です。21 個又は 6 個以上になると、一個毎に 35 米ドル追加します。		
第三ステージ：登録証受領		
	毎分目	200

備考：

- (1) 御社の商標登録が拒絶／却下されば、不服審判請求の料金は別途で、ご相談いただきます。
- (2) 上記の料金は郵送費含んでいません。
- (3) 優先権を主張する費用は 90 米ドルです。

2、 台湾の商標登録の費用／料金の例

例一：商標一つ区分一つ

御社が、「nBEAUTY」という商標を第 25 類（洋服や着物靴、ベルト等）に登録するつもりで、弊社にご依頼いただく場合にかかる料金は下記のとおりです：

商標調査： 100 米ドル

願書作成： 300 米ドル

登録証受領： 200 米ドル

合計： **600 米ドル**

例二：商標一つ区分二つ

御社が、「nBEAUTY」という商標を第 25 類（洋服や着物靴、ベルト等）と第 26 類（リボン・テープ・ボタン・髪飾り・造花・つけひげ等）に登録するつもりで、弊社にご依頼いただく場合にかかる料金は下記のとおりです：

商標調査： $100 + 100 = 200$ 米ドル

願書作成： $300 + 280 = 580$ 米ドル

登録証受領： $200 + 200 = 400$ 米ドル

合計： **1,130 米ドル**

例三：商標二つ区分一つ

御社が、「nBEAUTY」と「nNICY」という二つの商標を第 25 類（洋服や着物靴、ベルト等）に登録するつもりで、弊社にご依頼いただく場合にかかる料金は下記のとおりです：

商標調査： $100 + 100 = 200$ 米ドル

願書作成： $300 + 300 = 600$ 米ドル

登録証受領： $200 + 200 = 400$ 米ドル

合計： **1,200 米ドル**

上記の例は出願が拒絶／却下されない場合の仮定です。不服審判請求の料金は別途で、ご相談ください。例の料金は郵送費含んでいません。

しかも、上記の料金は区分毎に指定商品／指定役務 20 個又は第 35 類の特定役務 5 個までの基本料金です。21 個又は 6 個以上になると、一個毎に 35 米ドル追加します。

3、 台湾の商標登録出願の書類

- (1) サインしておく委任状（弊社提出）。
- (2) 商標出願の願書（弊社提出）。
- (3) 登録する商標の文字／画像（jpg ファイル）。
- (4) 商業／法人登記事項証明書謄本、履歴事項全部証明書、と身分証明書（出願人の名前と住所を表す証明）。
- (5) 優先権証明書（申請日から3ヶ月以内書類を提出してください）（優先権を主張すれば、料金を別途で追加します）。

4、 台湾の商標登録の流れ

- (1) 弊社は出願人の商標と区分数の希望などを了解し、アドバイスをくれ、お見積書を作成いたします。
- (2) 正確に記入した弊社の商標登録願書をメールあるいはファクスでお送りになります。
- (3) 費用を受け取ってから、弊社は商標調査をします（ある場合）。調査は約 15 日（公式検索の時間に基づいて）かかります。
- (4) 調査報告を参考し、出願をするかどうかをお決めください。出願をする確認と入金を受け取ってから、弊社は願書を作成し、知財庁に提出します。
- (5) 知財庁は審査します。同一又は類似な商品又は役務に同一又は類似商標の有無、商標法について、所定の要件を満たすご商標かどうかなどを検討します。登録要件を満たしていないと、審査官は拒絶します。
- (6) 拒絶／却下されない場合は、公式公報に掲載される。
- (7) 第三者の登録異議申立ない場合は、商標権は有効に存続します。弊社は知財庁に登録証を受領し、資料と内容を再びご確認いたします。登録証をお送りいたします。

5、 台湾の商標登録のかかる時間

願書を提出から登録証を受領までは **8 - 10** ヶ月かかります。

6、 お支払い方法と期限

弊社は手續の勘定書を一つずつお送りいたします。もし中国または台湾の付加価値税のインボイスを必要されれば、7%または 5%の税金が増やすことになります。ご入金いただいてから、手續を進みます。

支払い方法：小切手、現金、電信送金、ペイパル（PayPal）（PayPal なら、5%の手数料は別途）。

7、 返金について

手続きが始めれば、返金できません。ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。
例えば：商標調査の結果は類似商標の登録記録があれば、拒絶／却下される可能性が高く、商標登録をやめることになると、商標調査の料金は返金できません。商標登録が提出してから、知財庁に拒絶／却下される又は第三者の登録異議申立があれば、願書作成の料金も返金できません。

もし、最初から三つの手続の料金を全てご入金になり、商標調査をしてから登録をやめることになったら、願書作成と登録証受領の料金が返金できます。

本文書は日本語にも翻訳されているが、日本語版と英語版に不一致や矛盾がある場合には、英語版の内容が優先します。